

議案第 1 3 4 号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 4 年 9 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例（平成 2 1 年川崎市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「区域（）」の次に「当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を 2 以上の地区に区分しているものにあつては、同表に掲げる地区。」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

	名 称	区 域	地 区
1	港町地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された港町地区地区計画の区域のうち再開発等促進区で地区整備計画が定められた区域	A - 1 地区 A - 2 地区 B 地区 C 地区

2	黒川実習農場地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された黒川実習農場地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	
3	戸手4丁目中央地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された戸手4丁目中央地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	
4	殿町3丁目地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された殿町3丁目地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	A地区 B地区 C地区
5	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	向ヶ丘遊園駅前地区 <small>わい</small> 界限商業地区 界限共存地区
6	新丸子東3丁目南部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された新丸子東3丁目南部地区地区計画の区域のうち再開発等促進区で地区整備計画が定められた区域	A-1地区 A-2地区 B-1地区 B-2地区 C地区

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

新丸子東3丁目南部地区地区計画の区域内における建築物等の形態意匠について、当該地区計画において定められた形態意匠の制限に適合しなければならないこととするため、この条例を制定するものである。